

## 夜間稽古会 少年部 規則

一般財団法人 京都府剣道連盟

京都府剣道連盟は少年剣道の発展のため、夜間稽古会少年部の運営を行う。当稽古会が事故なく有意義に行われるよう、下記のとおりを夜間稽古会少年部規則定める。

### 記

#### 1. 趣旨・目的

剣道を通じて、豊かな人間形成を目指し、健康な身体と精神力を養い、次の時代を担う青少年の健全育成を目指すものとする。

#### 2. 参加資格

原則として、京都府下の小・中学生は参加できるが指導者または保護者の同伴を必要とする。

#### 3. 参加料

参加料は無料とする。

#### 4. 指導者

- (1) 京剣連は稽古会の趣旨・目的を果たすため、場所の提供と指導者の派遣を行う。
- (2) 指導者は稽古会の趣旨・目的に則り指導し、規則が遵守されるように適切な運営に努めなければならない。

#### 5. 稽古日および時間

毎週、月曜日・金曜日・土曜日(祝日は休み) 17時30分から18時50分とする。  
ただし、気象警報の発令およびその他の事情により中止することがある。

#### 6. 事故防止

- (1) 参加者は、自己の責任において健康管理を行い、事故防止に努めること。
- (2) 参加者は稽古中、体調不良や変調が生じた場合速やかに稽古を中止すること。
- (3) 万一事故が生じた時には、指導者は、迅速的確に対応しなければならない。  
ただし、事故や怪我について京剣連は責任を負わない。

#### 7. 参加を認めない者

- (1) 当稽古会の趣旨・目的に反する者
- (2) 当稽古会の参加が不相当と認められる者

#### 8. 京剣連担当委員会

夜間稽古少年部の運営、活動等については総務委員会が担当する。

### 夜間稽古会少年部参加者の遵守すべき事項

1. 稽古に参加する者は原則として事前に京剣連事務局に連絡するか参加当日の指導者の先生に許可を得ること。
2. 所属団体名の入った名札を着装すること。
3. 事故防止のため稽古前に十分な準備運動をすること。
4. 当日の指導者の指示に従うこと。
5. 夜間稽古会少年部規則を遵守し、相互の親睦と交剣知愛に努めること。

### 附則

本規則は平成30年12月20日の理事会の決議を経て制定、平成31年1月1日から施行する。